(ト)、組合は労働者の雇入雇傭契約締結に資本家に対する権利を持たない。それは権利を持つて居る階級だ。資本家は組合員をやめるかに、労働者を首切り雇入れの際に組合を脱退せしめ組合に加入しないことを誓約せしめても何等の罰もない。それは資本家として当然の権利と認められきめてある(一二条)

労働者が一人一人で資本家に当るのでは無力だから結束して組合を作るんだ。所がその組合は組合として資本家に交渉する権利「団体交渉権」を持たないとしたら結局は有名無実だ。「それがよい所だ」と資本家は認めて言ふのだ、

(ヘ)、組合の法規の所轄権、組合の処分事項変更権、組合の解散権等を掌握なる所管の大臣が握つて居る。(一五、一六、一七条)

「公益に害あり」とし「公益を害し」「安寧秩序を紊し」たりするとすぐこの権力が組合にのしかかる、而も、かくて、組合員の除名が

ストライキを法律上から早速に停止できる規約を命じられる。

我々が争議中の行動を取れば組合は解散を命ぜられる。

(四)、法人労働組合

今日の社会では法人となると其れは組合の自由を失つて居る。そして法人労働組合の範囲規定が全条文の三分の一を占めて居る。所で法人労働組合は唯の労働組合とどう違ふか?

(イ)、登記、裁判所の検査監督、

(ロ)、損害賠償の責任、

民法四四条

法人ハ理事其ノ他ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損……

以下同条を見よ

(ハ)、有価証券信託者の権利

(条文字体不明)以下重て本所係する相当の担保を出す事

財團法人 協調會